（研究支援課の所掌事務）

第八条　研究支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立教育政策研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する申請の手続その他の調査及び研究の実施上共通して必要となるものに関すること。

二　国立教育政策研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する連絡調整に関すること。

（研究企画開発部の所掌事務）

第九条　研究企画開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究のうち多数部門の協力を要する総合的なものを行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

六～九　［略］

第十条～第十三条　［略］

（教育政策・評価研究部の所掌事務）

第十四条　教育政策・評価研究部は、教育に関する政策及びその評価一般に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十五条　［略］

（生涯学習政策研究部の所掌事務）

第十六条　生涯学習政策研究部は、生涯学習及び社会教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課及び社会教育実践研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十七条　［略］

［条を加える。］

（研究企画開発部の所掌事務）

第八条　研究企画開発部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　［略］

四　教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究のうち多数部門の協力を要する総合的なものを行うこと。

五　教育に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に関する調査及び研究を行うこと。

六～九　［略］

第九条～第十二条　［略］

（教育政策・評価研究部の所掌事務）

第十三条　教育政策・評価研究部は、教育に関する政策及びその評価一般に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うことをつかさどる。

第十四条　［略］

（生涯学習政策研究部の所掌事務）

第十五条　生涯学習政策研究部は、生涯学習及び社会教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（社会教育実践研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十六条　［略］

（初等中等教育研究部の所掌事務）

第十八条　初等中等教育研究部は、初等中等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター及び幼児教育研究センター並びに研究支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十九条　［略］

（高等教育研究部の所掌事務）

第二十条　高等教育研究部は、高等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十一条　［略］

（国際研究・協力部の所掌事務）

第二十二条　国際研究・協力部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国の教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

第二十三条・第二十四条　［略］

（教育課程研究センターの所掌事務）

第二十五条　教育課程研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課及び幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

第二十六条　［略］

（基礎研究部の所掌事務）

第二十七条　基礎研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児教育研究センター並びに研究開発部及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

（初等中等教育研究部の所掌事務）

第十七条　初等中等教育研究部は、初等中等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育課程研究センター、生徒指導・進路指導研究センター及び幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第十八条　［略］

（高等教育研究部の所掌事務）

第十九条　高等教育研究部は、高等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うことをつかさどる。

第二十条　［略］

（国際研究・協力部の所掌事務）

第二十一条　国際研究・協力部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国の教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと。

二・三　［略］

第二十二条・第二十三条　［略］

（教育課程研究センターの所掌事務）

第二十四条　教育課程研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児教育研究センターの所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］

第二十五条　［略］

（基礎研究部の所掌事務）

第二十六条　基礎研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児教育研究センター及び研究開発部の所掌に属するものを除く。）。

二・三　［略］